

直前対策！ インボイス制度の おさらい

令和5年8月29日
税理士法人のぞみ
株式会社TKC

インボイス制度のおさらい

1. 適格請求書（インボイス）の発行

(1) インボイスの様式

- 令和5年10月以降、適格請求書発行事業者は、仕入先の求めに応じて、適格請求書（インボイス）の発行が義務付けられています。
- これまでの区分記載請求書との違いは以下の通りです。

インボイスのイメージ

株式会社〇〇御中 ⑥ 請求書

② ××年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税4,000円)
(8%対象 40,000円)		⑤ 消費税3,200円)

④

① 株式会社△△
登録番号 T1234567890123

下線の項目が区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

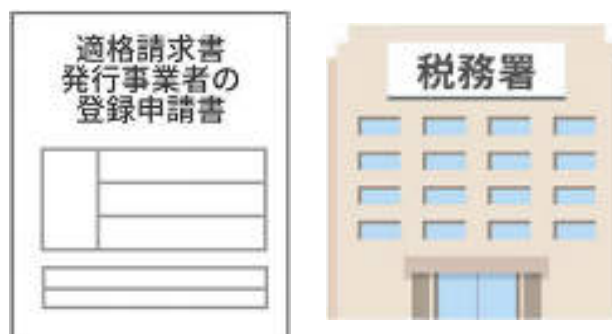
- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は1インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（注）簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」は記載不要です。

インボイス制度のおさらい

2. 適格請求書発行事業者の登録

- インボイスの交付は「**適格請求書発行事業者**」に限られます。
- 適格請求書発行事業者になるためには、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を所轄税務署に提出する必要があります。
- また、国税庁のインボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトには、**屋号（お店の名前）や所在地を公表**できます。屋号や所在地を公表することで、取引先が公表サイトの情報を確認しやすくなります。
- 公表するためには「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書**」の提出が必要です。



インボイス制度のおさらい

3．仕入インボイスを受け取ったら実施すること

仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

取引先が**適格請求書発行事業者**であるかどうかを確認する
取引先から受け取った**書類の種類・様式等**を確認する

(2) 仕入インボイスの保存

【仕入インボイスとは】

取引先（適格請求書発行事業者）が発行した課税仕入れにかかる適格請求書（インボイス）のことを**仕入インボイス**と呼んでいます。

インボイス制度では、適格請求書（インボイス）を保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。

インボイス制度のおさらい

3. 仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

取引先が**適格請求書発行事業者**であるかどうかを確認する

国税庁の「[インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)」で

取引先の事業者登録番号を入力して、取引先が適格請求書発行事業者であることを確認します。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 登録番号を検索する

登録番号（"T"を除く13桁の半角数字）を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

登録番号でまとめて検索する +

検索 クリア

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト \(nta.go.jp\)](https://nta.go.jp)

インボイス制度のおさらい

3. 仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

TKCシステムの対応

- TKCシステムでは、**適格請求書発行事業者のチェック機能**を設けています。
- 仕訳入力時・月次決算時・年次決算と、複数回に渡って取引先が適格請求書発行事業者かどうか自動でチェックし、失効・取消や新規設立法人の可能性などをお知らせします。



TKCのデータセンターに構築した独自のデータベース*に登録番号を照会する仕組みのため、国税庁の公表サイトへのアクセス集中が心配される月次決算時・年次決算時にもスムーズにご利用いただけます。

*国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」のすべての事業者登録番号と適格請求書発行事業者データを入手し随時更新しています。

インボイス制度のおさらい

3．仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認 TKCシステムの対応

Check

- 適格請求書発行事業者の情報（事業者登録番号・発行日・失効日）
- 「免税事業者等からの課税仕入れ」について、取引先が適格請求書発行事業者ではないか？
- 「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ等」について、事業者登録番号が有効か？

インボイス制度のおさらい

3. 仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

取引先から受け取った書類の種類・様式等を確認する
この様式に合致する請求書等をインボイスと呼びます。
インボイスを受領することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

インボイスのイメージ

株式会社〇〇御中 ⑥ 請求書

② ××年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		⑤ 消費税4,000円
(8%対象 40,000円)		⑤ 消費税3,200円

④

① △△株式会社
登録番号 T1234567890123

下線の項目が区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は1インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（注）簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」は記載不要です。

インボイス制度のおさらい

3．仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

こんなときはどうする？

1) 請求書等に事業者登録番号が記載されていない場合

取引先が適格請求書発行事業者か否か確認します。適格請求書発行事業者の場合、事業者登録番号を記載した請求書等の再発行を要請します（他の書類等とのセットにより、インボイスの要件を満たしている場合を除く）。

2) 請求書等に事業者登録番号は記載されているが、インボイスの要件を満たしていない場合

インボイスの要件を満たした請求書等の再発行を要請します。他の書類等とのセットにより、インボイスの要件を満たしている場合には、どの書類をもってインボイスとするか改めて取引先に確認します。

インボイス制度のおさらい

3．仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(2) 仕入インボイスの保存

➤ 保存方法は次の3つです。

紙のまま保存する



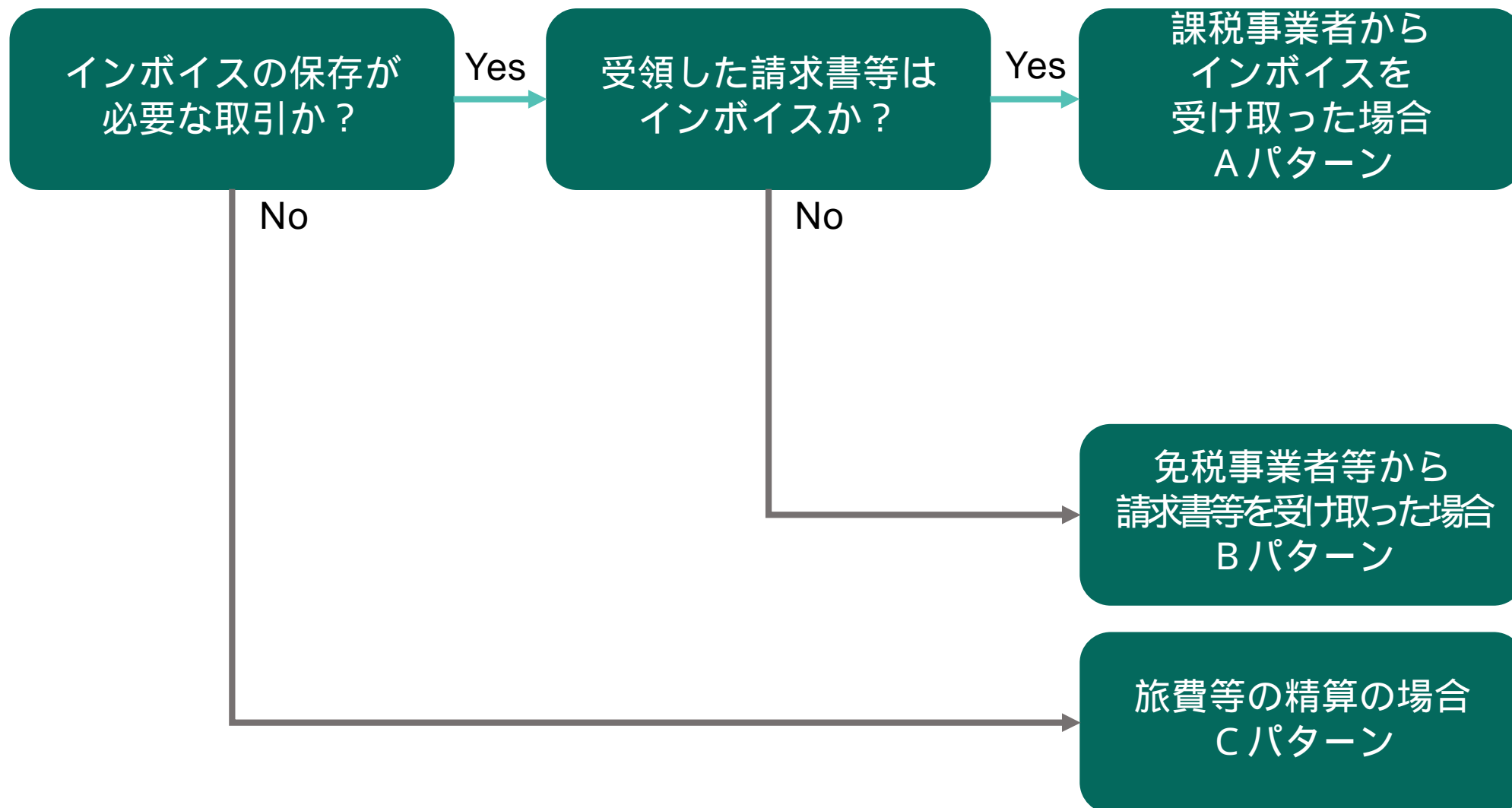
紙をスキャンして保存する



電子取引データを保存する

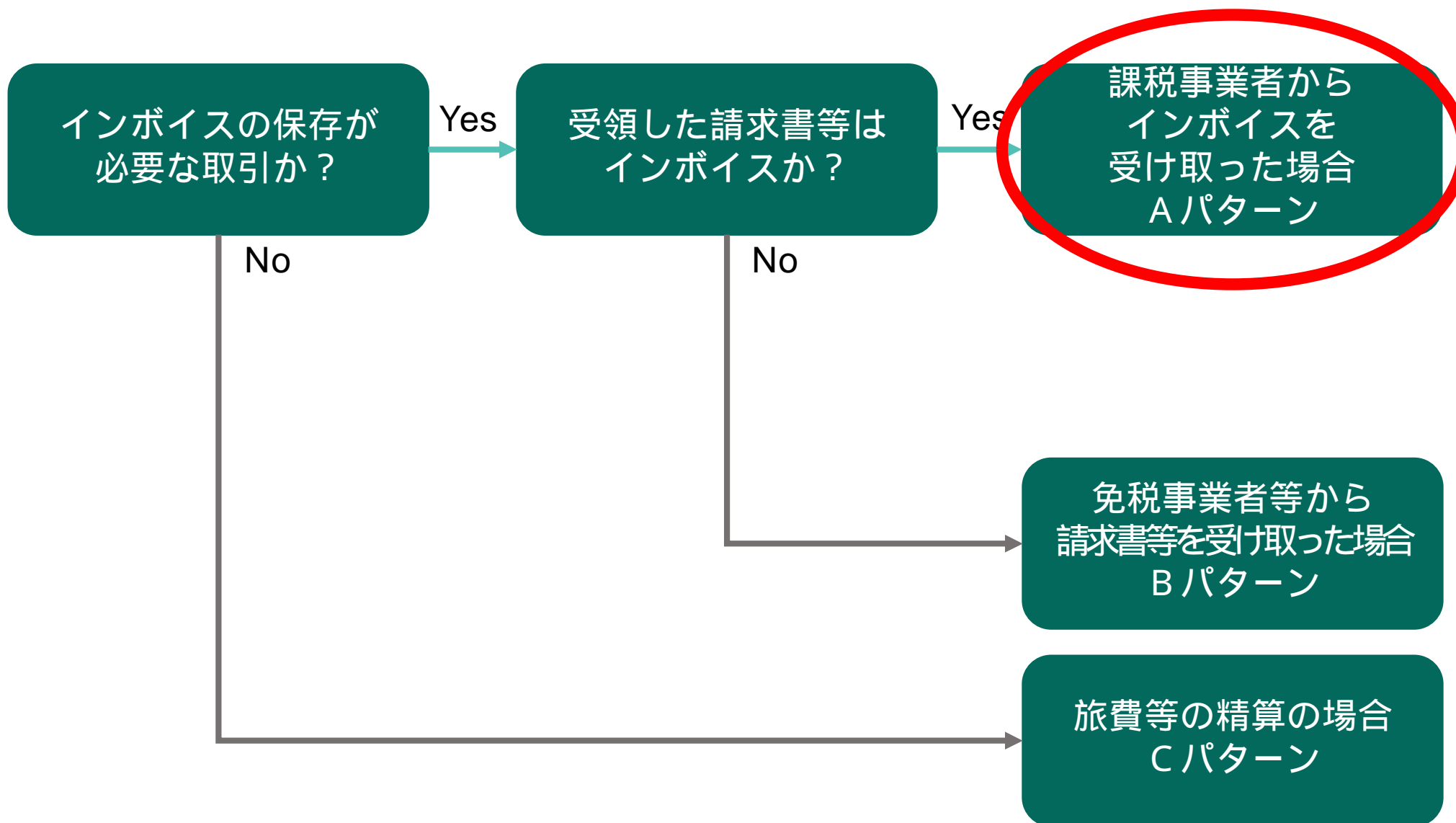


請求書等を取引先から受け取ったら、このフローで処理を判断して
仕訳の入力を行います。



仕入インボイスの仕訳計上

1. 課税事業者からインボイスを受け取った場合



仕入インボイスの仕訳計上

1. 課税事業者からインボイスを受け取った場合

仕入先からメールで、合計110,000円（税込）の請求書（令和6年5月分）が送られてきました。当社は請求書受領のタイミングで買掛金仕入れの仕訳を計上しています。

請求書						
サンプル株式会社 御中		2024年5月24日		No.20240524-072		
ご請求金額 ¥110,000-		株式会社TKC		〒320-8644		
お支払い期限 2024年6月30日		〒320-8644		栃木県宇都宮市鶴田町1758		
		TEL: 028-648-2111		teikeishi@tkc.co.jp		
		登録番号:T3060001002844				
下記のとおりご請求申し上げます。						
日付	品名	数量	税率	単価	金額	税率
5月1日	商品A	2	10%	5,000	10,000	
5月8日	商品B	2	10%	20,000	40,000	
5月15日	商品C	1	10%	50,000	50,000	
【税率別内訳】				小計	100,000	
10.0%	100,000	10,000		消費税	10,000	
軽減	0	0		合計	110,000	

仕入インボイスの仕訳計上

1. 課税事業者からインボイスを受け取った場合

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
[5]	(商品仕入高5211)	110,000	(買掛金2112)	110,000	10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
[5]	(商品仕入高5211)	110,000	(買掛金2112)	110,000	10%

これまで通りの仕訳を入力します。ただし、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号（以下、事業者登録番号）が必要です。

TKCシステムであれば、取引先名から事業者登録番号を国税庁のデータベースに照会し、取引先のデータベースに一括で事業者登録番号をセットできます。

仕入インボイスの仕訳計上

1. 課税事業者からインボイスを受け取った場合

ホーム > 証憑からの仕訳計上 > 受信データ一覧 > 計上対象仕訳一覧 > 仕訳の補正

システム終了

(Z110) 請求書 (電子) 仕訳辞書 過去仕訳コピー

年月日 2024/05/24 伝票番号 自動 証憑番号

行	借方				貸方				実際の仕入れ年月日		
	勘定科目	部門	税	取引金額	勘定科目	部門	税	取引金額	取引先名(仕入先の氏名又は名称)		
	勘定科目名		業	(内、消費税等)	勘定科目名		業	(内、消費税等)	元帳摘要(仕入れ資産等の総称)		
	口座名		税率	税抜き金額	口座名		税率	税抜き金額			
1	5211		5	110,000	2112		0	110,000	2024/05	~	
	商品仕入高			10,000	買掛金				株式会社TKC		
			10%A	100,000					商品A, B, C購入		
2									~		
3									~		
									~		
	借方合計			110,000	貸方合計			110,000	差額	0	
									収支区分		

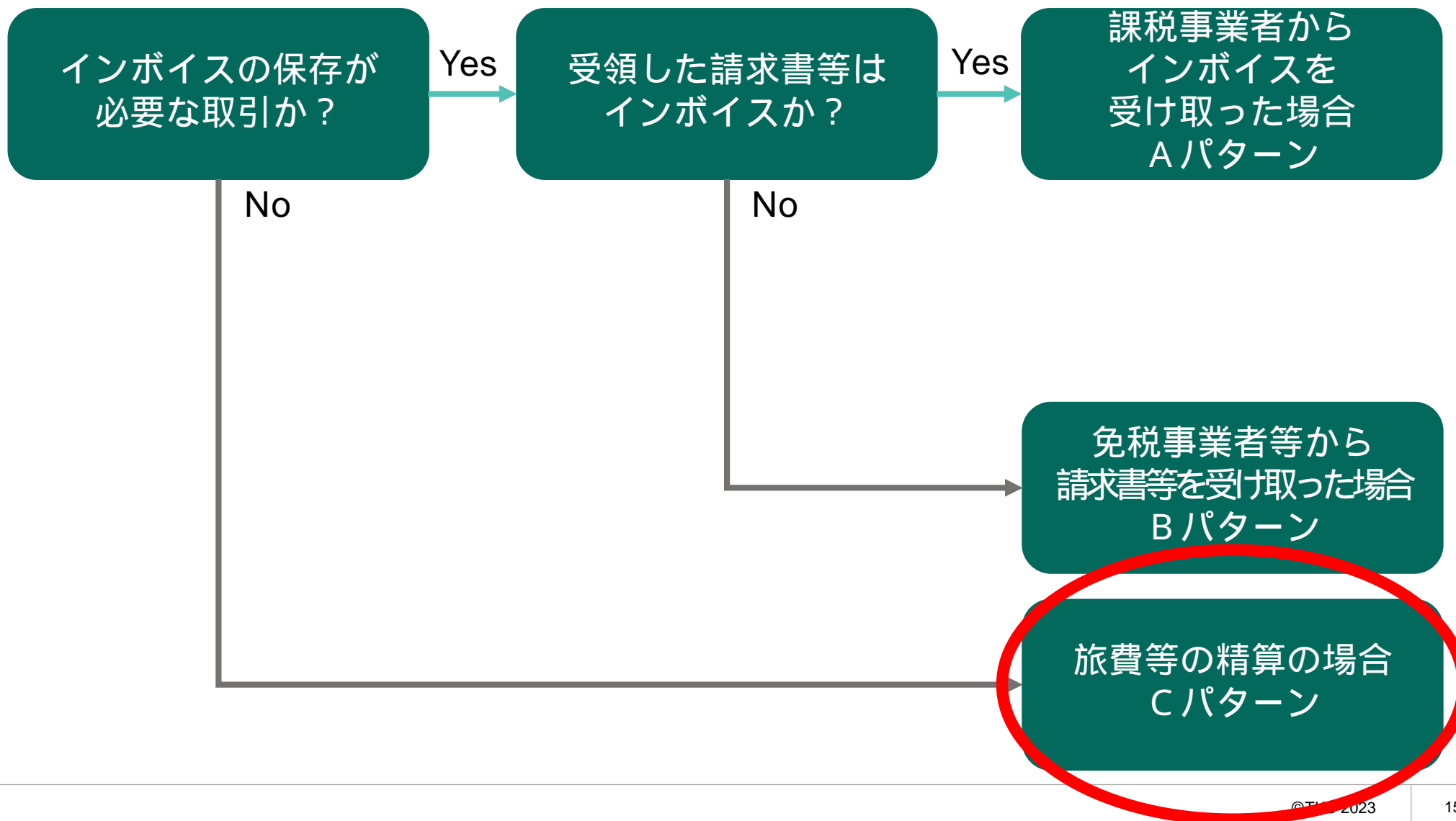
書類情報

書類の取引先 株式会社TKC 仕訳ルールを作成する(下記で条件変更可能)

書類の取引先 株式会社TKC と完全に一致 OK キャンセル

事業者登録番号が登録されていない取引先を選択した場合には、注意喚起のメッセージを表示します。

2. インボイスの保存が免除される取引



仕入インボイスの仕訳計上

2. インボイスの保存が免除される取引

内容

- インボイスを受け取ることが困難な以下の取引については、**一定事項を記載した帳簿のみの保存**で仕入税額控除が認められます。

3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）による旅客の運賃

適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（ に該当するものを除きます。）

郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等

3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

古物営業、質屋、宅地建物取引を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物または建物を、当該事業者の棚卸資産として取得する取引

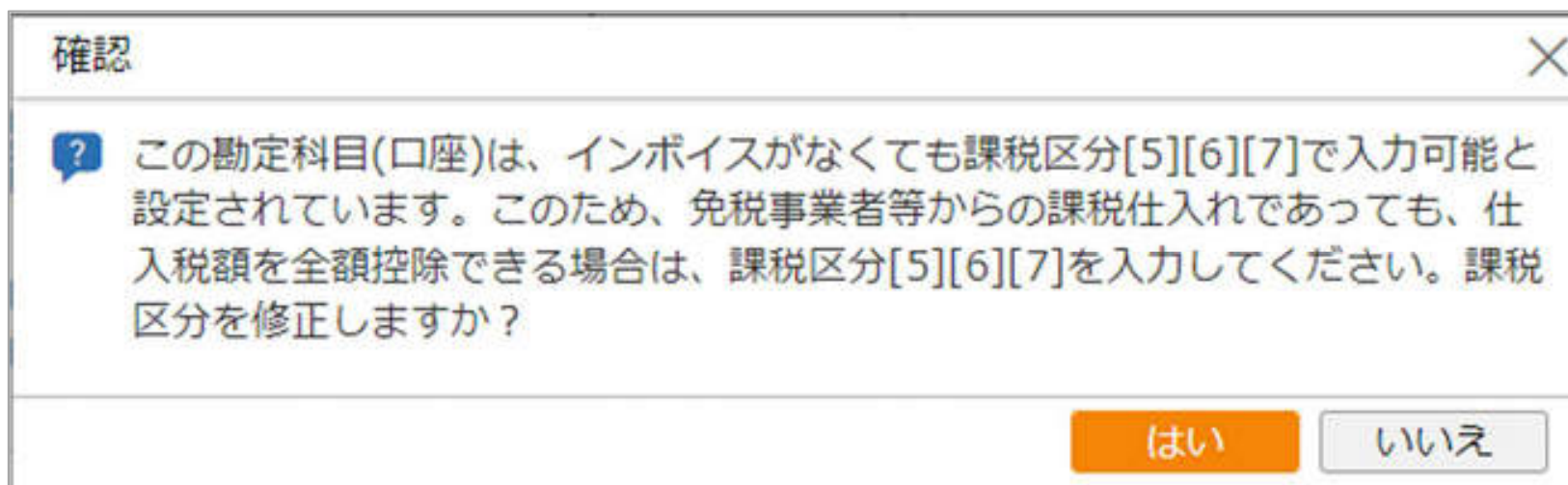
適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品
（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

仕入インボイスの仕訳計上

2. インボイスの保存が免除される取引

TKCシステムの対応

- インボイスの保存義務が免除される課税仕入れを処理する勘定科目及び口座を設定できます。これらの勘定科目、口座の取引では、チェックを行わないようになります。



仕入インボイスの仕訳計上

2. インボイスの保存が免除される取引

旅費精算書				
申請者	部門	210	東京支店	
	社員	1670	田中 一郎	
出張年月日	令和5年12月22日			
訪問先	株式会社〇〇、××株式会社、有限会社△△			
行	交通機関	乗車区間		支払金額
1	JR東日本	飯田橋	錦糸町	160
2	東京メトロ	錦糸町	北千住	340
3	東京メトロ	北千住	錦糸町	340
4	JR東日本	錦糸町	飯田橋	160
5				
6				
7				
				1,000

従業員の1,000円（税込）の旅費精算書を受領しました。なお、当該取引は、インボイスの保存が免除される取引に該当しています。

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）については、インボイスが無くても、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。 16スライド参照

仕入インボイスの仕訳計上

2. インボイスの保存が免除される取引

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(通信交通費6218)	1,000	(現金1111)	1,000	10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(通信交通費6218)	1,000	(現金1111)	1,000	10%

これまで通りの仕訳を入力します。取引先の事業者登録番号も不要です。

TKCシステムは、事前に通信交通費等の科目をインボイス不要の科目として設定すると、課税区分〔5〕の仕訳でも事業者登録番号の入力を省略できます。

仕入インボイスの仕訳計上

2. インボイスの保存が免除される取引

ホーム > 仕訳辞書 > 複合仕訳

システム終了

年月日 2023/12/22 伝票番号 自動 証憑番号

行	借方				貸方				実際の仕入れ年月日 取引先名(仕入先の氏名又は名称) 元帳摘要(仕入れ資産等の総称)
	勘定科目	部門	税	取引金額	勘定科目	部門	税	取引金額	
	勘定科目名		業	(内、消費税等)	勘定科目名		業	(内、消費税等)	
	口座名		税率	税抜き金額	口座名		税率	税抜き金額	
1	6218		5	0	1111		0	0	~
	通信交通費								出張旅費等特例
2									~
3									
4									
	借方合計			0	貸方合計				
	(内、消費税等)				(内、消費税等)				

コード・名称で検索

- * 原則 (国内における通信費) 5 課税仕入(課売) 10%
- * 国際電信電話料 0 不課税取引
- * 郵便切手 (自社使用分) 5 課税仕入(課売) 10%
- * 出張旅費等特例 5 課税仕入(課売) 10%

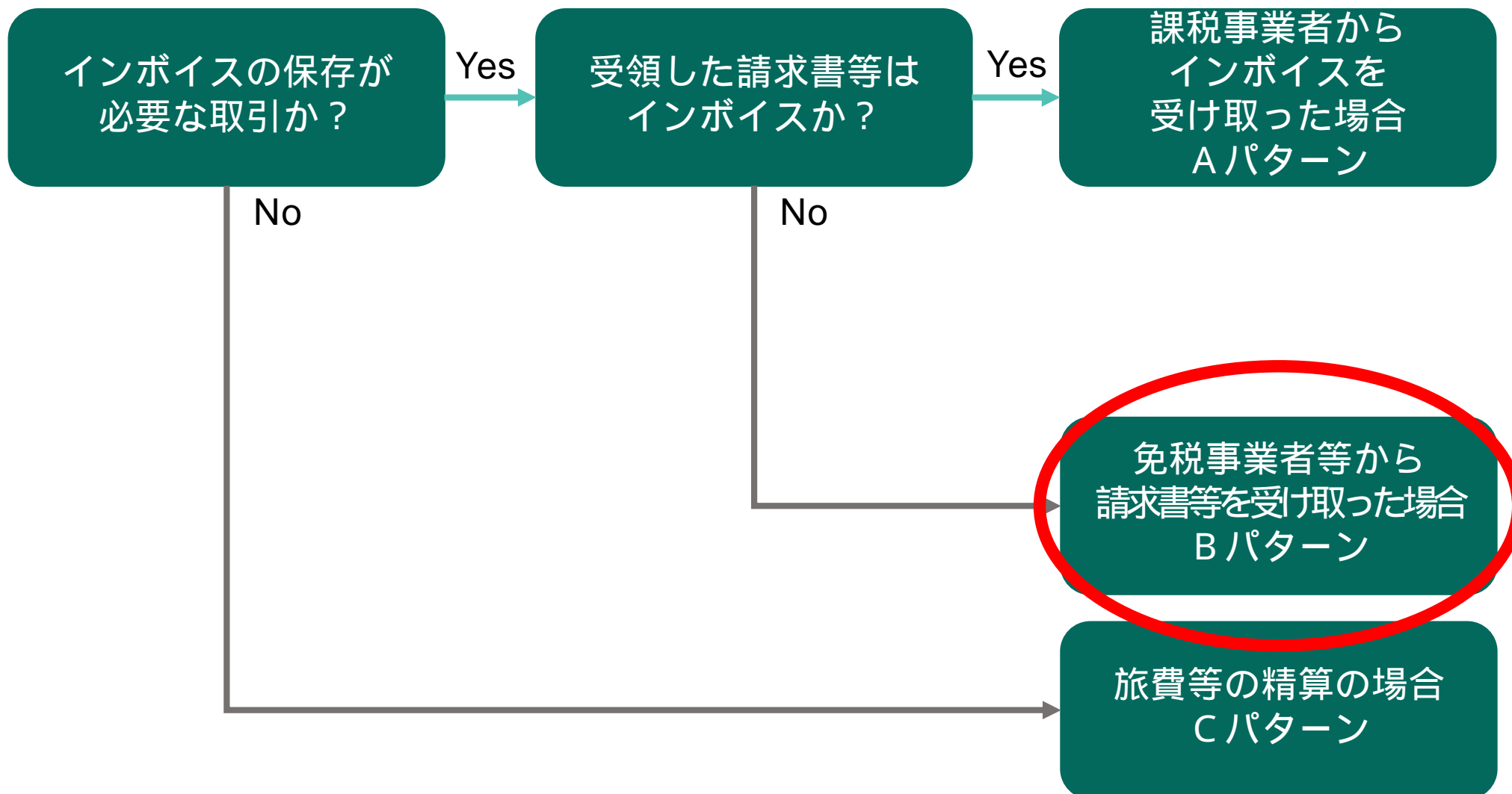
科目別課税区分一覧から「出張旅費等特例」を選択すると課税区分に[5]がセットされるとともに、元帳摘要にも「出張旅費等特例」の文字がセットされます。

OK キャンセル

インボイス保存免除科目に登録されている場合には、取引先の事業者登録番号が入力されているかどうかチェックしません。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について【(1)免税事業者等からの課税仕入れ】



仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ

- インボイス導入から6年間は、経過措置に配慮する必要があります。
- また、返還インボイス交付義務免除の措置は経過措置でないことも注意が必要です。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注)	売上税額の2割に軽減	—	—
中小事業者等に対する事務負担の軽減措置	1万円未満の課税仕入れはインボイス不要		—
返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		

(注) 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

仕入インボイスの仕訳計上

3．経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ 内容

- 免税事業者等からの課税仕入れであっても、**仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置**が設けられています。
 - 1) 令和5年10月1日～令和8年9月30日 : 80%
 - 2) 令和8年10月1日～令和11年9月30日 : 50%
- この経過措置の適用を受けるためには、**区分記載請求書の保存と帳簿に「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載**が必要です。

仕入インボイスの仕訳計上

3．経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ TKCシステムの対応

- 免税事業者等からの課税仕入れを処理する、以下の6つの課税区分を追加し、仕訳の都度、一定割合を乗じた消費税額を計算します。

[52] 免税事業者等からの課税仕入れ（課税売上げ）

[53] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

[62] 免税事業者等からの課税仕入れ（非課税売上げ）

[63] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

[72] 免税事業者等からの課税仕入れ（売上げ共通）

[73] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ TKCシステムの対応

- 仕訳で課税区分 [52] 等が入力された場合、消費税額等を次の通り計算します。

入力期間	税額控除割合	消費税額等の計算※
令和 5年10月 1日から 令和 8年 9月30日まで	80%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 80\%$
令和 8年10月 1日から 令和11年 9月30日まで	50%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 50\%$
令和11年10月 1日以降	0%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 0\%$

※消費税率10%の場合

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について【(1)免税事業者等からの課税仕入れ】

請求書 2023年12月22日 No. _____

サンプル(株)様 山田太郎

下記のとおり御請求申し上げます

月日	品名	数量	単価	金額(税別)	税率(%)	備考
12/1	内装工事代	1	200,000	200,000	10	
合計(税別)				200,000	10%	
				消費税額等		20,000
				税別		
				消費税額等		
				消費税額等		20,000
				税込		合計金額
						220,000

免税事業者の一人親方に施工を依頼し、220,000円(税込)の請求書が送られてきました。

事業者登録番号が記載されていません。

免税事業者はインボイスを発行できません。免税事業者からは事業者登録番号を記載していない請求書等がこれまで通りに送られてくると考えられます。

また、消費税額もそのまま記載して送られてくると考えられます。しかしながら、この記載の消費税額全額を仕入税額控除することはできません。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について【(1)免税事業者等からの課税仕入れ】

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(外注加工費5441)	220,000	(買掛金2112)	220,000	10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔52〕	(外注加工費5441)	220,000	(買掛金2112)	220,000	10%

免税事業者からの仕入れは、課税区分〔52〕で仕訳を計上します。

課税区分〔52〕を選択することにより、仕入税額相当額の一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置を適用できます。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について【(1)免税事業者等からの課税仕入れ】

ホーム > 複合仕訳

システム終了

仕訳辞書 過去仕訳コピー 直前確認 直前複写

年月日 2023/12/22 伝票番号 自動 証憑番号

行	借方				貸方				実際の仕入れ年月日		
	勘定科目	部門	税	取引金額	勘定科目	部門	税	取引金額	取引先名(仕入先の氏名又は名称)		
	勘定科目名		業	(内、消費税等)	勘定科目名		業	(内、消費税等)	元帳摘要(仕入れ資産等の総称)		
	口座名		税率	税抜き金額	口座名		税率	税抜き金額			
1	5441		52	220,000	2112		0	220,000	2023/12/22	~	
	外注加工費			16,000	買掛金				山田太郎		
			10%A	204,000					内装工事代		
2									~		
3									~		
4									~		
借方合計				220,000	貸方合計				220,000	差額	0
(内、消費税等)				16,000	(内、消費税等)						
										収支区分	

仕入税額相当額の80%分が自動計算されます。

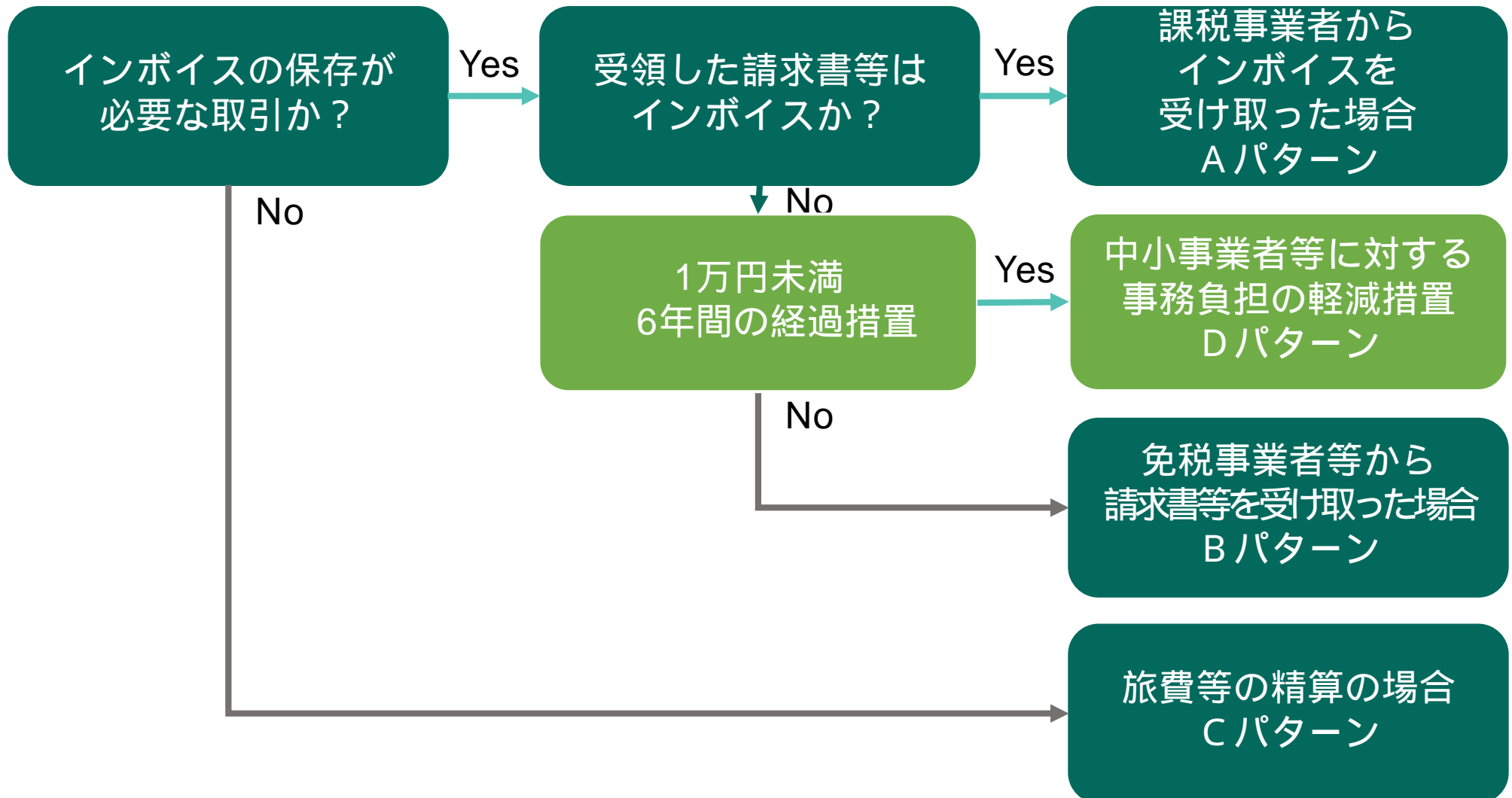
OK キャンセル

事業者登録番号が登録されている取引先で課税区分〔52〕を選択した場合には、注意喚起のメッセージを表示します。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について 【(2)中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】

基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者の1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存が無くても帳簿のみで仕入税額控除を可能とされています。



仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

- インボイス導入から6年間は、経過措置に配慮する必要があります。
- また、返還インボイス交付義務免除の措置は経過措置でないことも注意が必要です。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注)	売上税額の2割に軽減	—	—
中小事業者等に対する事務負担の軽減措置	1万円未満の課税仕入れはインボイス不要		—
返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		

(注) 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置 内容

- 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者が、1万円未満の課税仕入れを行った場合、インボイスの保存が無くとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）の経過措置です。
- つまり1万円未満の課税仕入れは、免税事業者からの課税仕入れについても全額仕入税額控除の対象となります。

行	基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者	インボイスの受領	1万円未満の課税仕入れ	1万円以上の課税仕入れ
1	該当する	なし	[5] など	[52] など
2		あり	[5] など	[5] など
3	該当しない	なし	[52] など	[52] など
4		あり	[5] など	[5] など


仕入インボイスの仕訳計上

3 . 経過措置について

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置 TKCシステムの対応

- 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者が、1万円未満の免税事業者等からの課税仕入れを、誤って課税区分 [52] 等と入力してしまうことを防止できるよう、**確認メッセージ**を表示します。

確認 ×

 取引金額1万円未満の場合、仕入税額を全額控除できるとされています。このため、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額を全額控除できる場合は、課税区分[5][6][7]を入力してください。課税区分を修正しますか？

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について 【(2)中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】

社長が取引先との打ち合わせ後、取引先と一緒に昼食を食べに行った8,800円（税込）の領収書を受け取りました。事業者登録番号が記載されていないため免税事業者等からの仕入れに該当します。当社は基準期間の課税売上高が1億円以下等の事務負担の軽減措置を適用できる事業者には該当しています。

領収証 サンプル(株) 様 No. _____

★ ￥ 8,800

日 お食事代として
2023年 10月 22日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	税率	金額(税込)
		10%	8,800
			消費税額等 800
		税率	金額(税込)
		%	消費税額等

〒999-999
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
00-000-000
料亭 月光

事務負担の軽減措置を適用すれば、免税事業者等との取引であっても消費税額全額の仕入税額控除が認められています。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について 【(2)中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(接待交際費6223)	8,800	(現金1111)	8,800	10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(接待交際費6223)	8,800	(現金1111)	8,800	10%

これまで通りの仕訳を入力します。取引先の事業者登録番号も不要です。

TKCシステムは、基準期間の課税売上高が1億円以下等に該当する設定を行うと、1万円未満の取引について、課税区分〔5〕の仕訳でも、事業者登録番号の入力を省略できます。

仕入インボイスの仕訳計上

3. 経過措置について 【(3)中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】

ホーム > 複合仕訳

システム終了

仕訳辞書 過去仕訳コピー 直前確認 直前複写

年月日 2023/10/22 伝票番号 自動 証憑番号

行	借方				貸方				実際の仕入れ年月日		
	勘定科目	部門	税	取引金額	勘定科目	部門	税	取引金額	取引先名(仕入先の氏名又は名称)		
	勘定科目名		業	(内、消費税等)	勘定科目名		業	(内、消費税等)	元帳摘要(仕入れ資産等の総称)		
	口座名		税率	税抜き金額	口座名		税率	税抜き金額			
1	6223		5	8,800	1111		0	8,800	2023/10/22	~	
	接待交際費			800	現金				000081 料亭 月光		
			10%A	8,000					現金支払 取引先との会食代		
2									~		
3									~		
4									~		
借方合計				8,800	貸方合計				8,800	差額	0
(内、消費税等)				800	(内、消費税等)						
										収支区分	

OK キャンセル

逆に課税区分〔52〕を入力した場合には、課税区分が〔5〕でないのか確認を促すメッセージを表示します。

仕入インボイスの仕訳計上

4．返還インボイス交付義務免除

- インボイス導入から6年間は、経過措置に配慮する必要があります。
- また、返還インボイス交付義務免除の措置は経過措置でないことも注意が必要です。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注)	売上税額の2割に軽減	—	—
中小事業者等に対する事務負担の軽減措置	1万円未満の課税仕入れはインボイス不要		—
返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		

(注) 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

仕入インボイスの仕訳計上

4．返還インボイス交付義務免除 内容

- 振込手数料を売り手が負担する場合、返還インボイスや仕入明細書の発行等の事務負担の懸念がありました。
- 税制改正により、売上に係る対価の返還等について、**税込1万円未満**であれば、**返還インボイスの交付義務が免除**されることとなります()。
- この改正は、**全事業者に対する恒久的な措置**です。

振込手数料を差し引かれて入金された場合、仕訳の計上方法が変わります。具体的な計上方法は、個別にご説明いたします。

仕入インボイスの仕訳計上

4. 返還インボイス交付義務免除

例) 振込手数料分差し引かれて入金された場合

銀行信販データ受信機能でインターネットバンキングのデータを受信すると、売掛金110,000円について、振込手数料220円が差し引かれた状態で取引先から入金されていることが分かりました。



このまま素直に仕訳を計上すると、振込手数料についてインボイスを入手しなければ振込手数料分の仕入税額控除を受けられなくなります。

仕入インボイスの仕訳計上

4. 返還インボイス交付義務免除

例) 振込手数料分差し引かれて入金された場合

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
[0]	(普通預金1113)	109,780	(売掛金1122)	110,000	
[5]	(雑費6231)	220			10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
[0]	(普通預金1113)	109,780	(売掛金1122)	110,000	
[11]	(売上値引戻り高4115)	220			10%

売上に係る対価の返還等について1万円未満であれば返還インボイスの交付義務が免除されます。その措置を適用するには、課税区分は必ず〔11〕を選択いただく必要があります。

仕入インボイスの仕訳計上 補足：簡易課税でも課税区分を入力しましょう

請求書

2024年5月24日
No.20240524-073

サンプル株式会社 御中

TKC家具株式会社
〒320-8614
栃木県宇都宮市鶴田町1758
TEL：028-648-2111
teikeishi@tkc.co.jp

ご請求金額 **¥330,000-**
お支払い期限 2024年6月30日

下記のとおりご請求申し上げます。

日付	品名	数量	単価	税率	金額	消費税額
5月1日	応接セット	1	300,000	10%	300,000	30,000
			小計		300,000	
			8%対象税額合計			0
			10%対象税額合計			30,000
			合計		330,000	

手作り家具のお店（免税事業者）から
応接セットを330,000円で購入しました。
支払いは翌月となります。

簡易課税事業者の場合には課税区分を
意識してこなかったかもしれません。

今後は課税区分を入力することをお勧め
します。

そのところは・・・

仕入インボイスの仕訳計上 補足：簡易課税でも課税区分を入力しましょう

令和5年9月30日まで

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔5〕	(工具器具及び備品1216)	330,000	(未払金2114)	330,000	10%



令和5年10月1日以降

課税区分	借方	金額	貸方	金額	税率
〔52〕	(工具器具及び備品1216)	330,000	(未払金2114)	330,000	10%

簡易課税事業者は、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができるため、課税区分を意識されていなかったかもしれません。

免税事業者等からの仕入れに関しては、経過措置を適用することにより本体価額がこれまでと異なってくるため注意が必要です。

仕入インボイスの仕訳計上 補足：簡易課税でも課税区分を入力しましょう

ホーム > 複合仕訳

システム終了

仕訳辞書 過去仕訳コピー 直前確認 直前複写

年月日 2024/05/24 伝票番号 自動 証憑番号

行	借方				貸方				実際の仕入れ年月日	
	勘定科目	部門	税	取引金額	勘定科目	部門	税	取引金額	取引先名(仕入先の氏名又は名称)	
	勘定科目名		業	(内、消費税等)	勘定科目名		業	(内、消費税等)	元帳摘要(仕入れ資産等の総称)	
	口座名		税率	税抜き金額	口座名		税率	税抜き金額		
1	1216		52	330,000	2114		0	330,000	2024/05/01	~
	工具、器具及び			24,000	未払金				000383 TKC家具店	
			10%A	306,000					元帳摘要(仕入れ資産等の総称)	
2										
3										
4										
	借方合計			330,000	貸方合計			330,000	差額	0
	(内、消費税等)			24,000	(内、消費税等)					
								収支区分		

仕入税額控除相当額の80%分を差し引いた金額が本体価額として自動計算されます。

OK キャンセル

免税事業者との取引については、棚卸高、固定資産、交際費などの判定も、この本体価額をもって行われます。